消費税法施行規則及び消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（消費税法施行規則の一部改正）

第一条　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「及び第二十二条」を「並びに次条及び第二十二条」に改め、「及び住所等」の下に「。次条及び第二十二条において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（六月中間申告書を提出する旨の届出書の記載事項等）

第二十条の二　法第四十二条第八項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び納税地

二　当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間（法第四十二条第六項に規定する六月中間申告対象期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の初日及び末日の年月日

三　前号に規定する六月中間申告対象期間の属する課税期間の直前の課税期間の初日及び末日の年月日

四　その他参考となるべき事項

2　法第四十二条第九項に規定する同条第八項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び納税地

二　当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間の初日及び末日の年月日

三　その他参考となるべき事項

3　法第四十二条第九項に規定する事業を廃止した旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び納税地

二　事業を廃止した年月日

三　その他参考となるべき事項

第二十二条第一項第一号中「（納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等）」を削る。

第二十六条第一項第一号イ中「及び住所等」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、同条第五項中「法第五十七条第二項」を「事業者が法第十二条の二第一項に規定する新設法人（以下この項において「新設法人」という。）に該当することとなった場合における法第五十七条第二項」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第五号中「法第十二条の二第一項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

6　事業者が法第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人（以下この項において「特定新規設立法人」という。）に該当することとなった場合における法第五十七条第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の名称及び納税地

二　届出者の行う事業の内容

三　設立の年月日

四　事業年度の開始及び終了の日

五　特定新規設立法人に該当することとなった事業年度の開始の年月日

六　法第十二条の三第一項に規定する基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額が五億円を超える者の当該金額

七　前号に規定する者の氏名又は名称及び納税地（当該者が個人事業者以外の個人である場合には住所又は居所）

八　その他参考となるべき事項

（消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「百五分の五」を「百八分の八」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）附則第二条第三項の規定は、事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。）がこの省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に行った課税資産の譲渡等（旧税率適用課税資産の譲渡等（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第一項から第三項まで、第四項本文若しくは第五項本文、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十六号）附則第五条第一項から第三項まで若しくは第四項本文、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十三条第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）を除く。）について適用し、施行日前に行った課税資産の譲渡等及び施行日以後に行った旧税率適用課税資産の譲渡等については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十五第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十条の四十三第一項中「特定福祉用具販売」の下に「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の下に「、複合型サービス」を加える。

別表第二第一の項第一号イ中「(3)については福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を、」を削る。

別表第二第一の項第二号ロ中「、夜間対応型訪問介護」を「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護」に、「除く」を「除き、(6)から(10)までについては定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る」に改め、同号ロ(5)中「訪問介護員等（法第八条第二項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。）による」を削り、同号ロに次のように加える。

(6)　服薬の管理についての指導等の実施の状況

(7)　医療処置のための質の確保の取組の状況

(8)　病状の悪化の予防のための取組の状況

(9)　在宅におけるターミナルケアの質の確保のための取組の状況

(10)　介護と看護の連携の状況

別表第二第一の項第二号ニ中「、指定療養通所介護」を「、複合型サービス」に、「(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(14)及び(15)については指定療養通所介護に限り、(4)、(6)、(8)、(10)、(12)、(13)及び(17)については指定療養通所介護を除く」を「(4)及び(5)については複合型サービスに限る」に改め、(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5)　当該サービスの質の確保のための取組の状況

別表第二第一の項第二号ニ中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)を削り、(12)を(9)とし、(13)を(10)とし、(14)及び(15)を削り、(16)を(11)とし、(17)を(12)とする。

別表第二第一の項第二号ト中「、指定療養通所介護」、「(2)及び(4)については指定療養通所介護を除き、(3)、(5)及び(6)については指定療養通所介護に限る。）」及び(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)及び(6)を削る。

別表第二第一の項第二号ヨ(1)中「ヲ(1)」を「カ(1)」に改める。

別表第二第一の項第五号イ中「夜間対応型訪問介護」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護」に改め、「、認知症対応型共同生活介護」の下に「、複合型サービス」を加える。

別表第二第二の項第二号中「特定福祉用具販売」の下に「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を、「夜間対応型訪問介護」の下に「、複合型サービス」を加える。

別表第二第二の項第五号を次のように改める。

五　介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

共通事項

(1)　従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況

(2)　利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等も踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況

(3)　介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。